

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.24 22.33 22.101 22.103 22.104 箇条23 23.5	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.24 トイレ機器は、排せつ物タンク又は温水洗浄便座の温水ヒータに裸の電熱素子を用いてはならない。 22.33 温水洗浄便座の温水ヒータについては、裸の電熱素子をもってはならない。 22.101 トイレ機器は、介護用トイレを除き、固定形でなければならない。 22.103 トイレ機器は、充電部が排せつ物にさらされるのを防ぐような構造でなければならない。 22.104 バキュームトイレは、便器の蓋が閉められていない場合、水が流ることがないように構造でなければならない。 箇条23 内部配線 23.5 安全特別低電圧によって、排せつ物を蓄積（貯蔵）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				箇条25 25.3	<p>するトイレ機器の排せつ物タンクの部品に電源を供給する内部配線は、オーディナリービニルシースコードと同等以上でなければならない。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.3 裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだトイレ機器は、固定配線へ接続するための手段だけを備えていなければならない。</p>	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	<p>箇条19 異常運転（第1部の規定による。）</p> <p>機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。</p>	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.12	<p>第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明</p> <p>7.12 便器をもつトイレ機器の取扱説明書には、安全に便器を空にし、洗浄する方法を記載しなければならない。便器をもつトイレ機器の取扱説明書には、便器を下水システムに接続している場合を除き、排せつ物及び／又はその残留物の最終処分についての詳細を記載しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き				7.12.1	<p>温水洗浄便座及び暖房便座の取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。</p> <p>“幼児又は病弱者がこの機器を使用する場合は、近くに監視者が必要である。”</p> <p>7.12.1 クラス0Iトイレ機器及び固定配線に恒久的に接続することを意図したクラスIトイレ機器の設置説明書には、“トイレ機器を接地しなければならない”旨を記載しなければならない。</p> <p>裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだトイレ機器の設置説明書には、固定配線に恒久的に接続しなければならない旨を記載しなければならない。</p> <p>水洗式便器に使用するトイレ機器を除き、設置説明書には、火のついているたばこに関するラベルを、便器のそばの目立つ位置に貼る旨を記載しなければならない。</p> <p>浴室のような水にさらされる場所に設置することを意図していないトイレ機器は、設置説明書にその旨を記載しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条31 31.101	<p>第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条31 耐腐食性</p> <p>31.101 トイレ機器は、洗剤及び小水に対する耐性をもたなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2 箇条29 29.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 トイレ機器は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだトイレ機器は、クラスIでなければならない。 その他のトイレ機器は、クラス0I、クラスI又はクラスIIでなければならない。 6.2 トイレ機器は、IPX4以上でなければならない。ただし、浴室のような水にさらされる場所への設置を意図していないトイレ機器は、IPX3以上とする。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁 29.2 絶縁が、トイレ機器の通常使用中に汚染にさらされる可能性がないように、設置、ポッティングなどによって密閉されない場合には、マイクロ環境は、汚損度3とする。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条22 22.21	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用い	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条24 箇条30 30.1	てはならない。(第1部の規定による。) 箇条24 部品 (第1部の規定による。) 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。(第1部の規定による。)	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.102	第1部の第七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.102 トイレ機器は、通常使用において、皮膚と接触し体を支える金属部分が、クラスII構造でなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条27 27.1	第1部の第七条2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだ機器の場合、漏えい電流は、0.25mAを超えてはならない 箇条27 接地接続の手段 27.1 導電性のある液体を通して人体に接触する部分が、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号 続き					直接接地していない一層の絶縁からなる温水ヒータを組み込んだクラスOIトイレ機器及びクラスIトイレ機器の場合、並びに裸の電熱素子をもつ温水ヒータを組み込んだクラスIトイレ機器の場合、水は、接地端子に恒久的かつ確実に接続された金属管を通じて出入りするか、又は同じように接地した金属部分の上を流れなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条13 箇条14 箇条16 箇条17 箇条19	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条14 過渡過電圧（第1部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条29	異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 水洗式便器を除き、便器には、可燃物質を組み込んではならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8 箇条19 19.13	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による 箇条11 温度上昇 11.8 肌に直接触れるおそれのある表面の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転 19.13 モールダリングトイレの排せつ物タンクの内部及び排せつ物が通過するダクトの温度上昇は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.1	第1部の第十一条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安全性及び機械的危険 20.1 介護用トイレは、規定の方法で力を加えたとき、転	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		他の措置が講じられるものとする。			倒してはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.103	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.103 温水洗浄便座及び暖房便座の外郭及び便座は、通常使用中に発生することが予想される繰返し機械応力に耐える十分な機械的強度をもつ構造でなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置さ	■該当 □非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	による危害の防止	れているものとする。				
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40 22.49 22.50	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.51 箇条30 30.2.3	22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条24 部品 24.101 排せつ物を蓄積（貯蔵）するトイレ機器の場合、規定を満たすためトイレ機器に組み込まれている温度過昇防止装置は、自己復帰形であってはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	■該当 □非該当	箇条10	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条19 箇条25 25.8	動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第1部の規定による。）	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					よる。) 機器は、受ける可能性がある電气的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.101 7.101A	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 水洗式便器に使用するトイレ機器を除き、火のついているたばこ、その他の燃えているものなどを便器に投げ入れてはならない旨を記載したラベルを、備えなければならない。 このラベルは、恒久的な固定に適したものでなければならない。 7.101A ピーク電圧が600Vを超える温水洗浄便座の充電部には、充電部の近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意する旨を表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-84：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				